

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 3 年 5 月 22 日	
静岡県知事 川勝 平太 殿	
提出者	
住 所 静岡県掛川市国安2746	
氏 名 株式会社高砂ケミカル 掛川工場 取締役工場長 鈴木 靖久 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0537-72-3711	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社高砂ケミカル 掛川工場
事業場の所在地	静岡県掛川市国安2746
計画期間	令和 4年 4月 1日 から 令和 5年 3月 31日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	製造品出荷額 22億円/年
③ 従業員数	68名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙4のとおり			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	排 出 量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙4のとおり			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
別紙4のとおり	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
別紙4のとおり	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙4のとおり			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙4のとおり			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
(これまでに実施した取組)			
別紙4のとおり			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
(今後実施する予定の取組)			
別紙4のとおり			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙4のとおり		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙3のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙4のとおり		

(第5面)

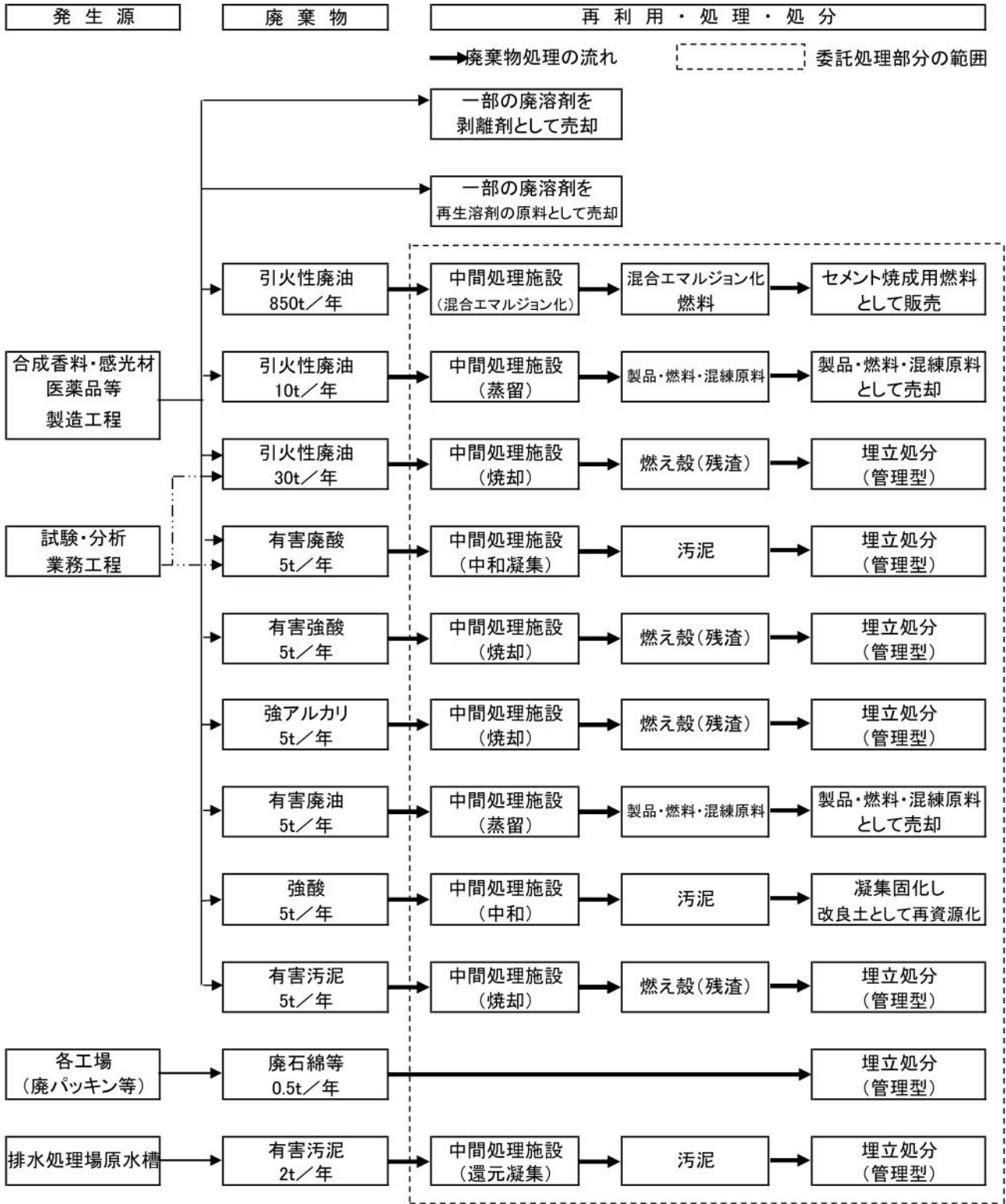
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全 処 理 委 託 量	別紙3のとおり t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙3のとおり t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙3のとおり t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙3のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙4のとおり		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	788.274	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・平成31年4月1日より電子マニフェストシステムに移行、 全て電子マニフェストに切り替え済み		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1



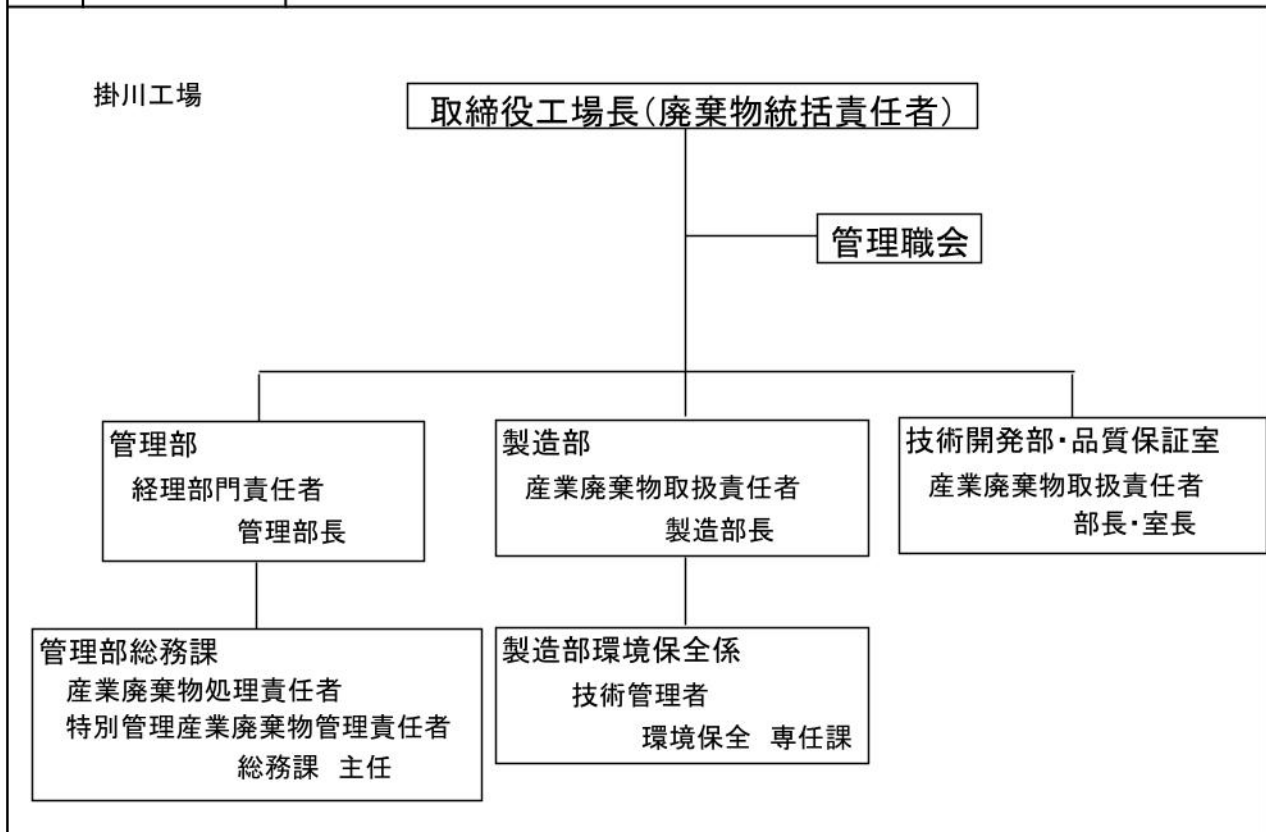
廃棄物処理フロー図(現状)

別紙2

〈産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項〉

管理体制図

統括責任者		所属:掛川工場 職名:取締役工場長
廃棄物担当		組織名:管理部総務課 職名:主任 組織人数:5人
役割	管理職会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処置の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－取締役工場長 ・委員－関連部署部長 ・事務局－管理部総務課
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項



別紙4

〈特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項〉

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
引火性廃油	工程改良による削減及び一部溶剤については有価物(再生溶剤の原料)として売却。	左記継続。 使用済みの溶剤を蒸留し、装置の洗浄などに再利用する。
強酸	工程改良による削減。	左記継続。
有害強酸	-	-
強アルカリ	-	-
廃石綿等	廃石綿等を含有しているパッキン・スレート等の使用を禁止。(今後の排出は既設物のみ)	左記継続。
有害廃油	一部の回収品については有価物として売却。	左記継続。
有害汚泥	-	-
有害廃酸	-	-

〈特別管理産業廃棄物の分別に関する事項〉

	分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組	今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組
引火性廃油	工程毎に発生した引火性廃油をそれぞれ別容器に保管。有価物と産業廃棄物の分別徹底。	左記継続。
強酸	工程毎に発生した強酸をそれぞれ別容器に保管。	左記継続。
有害強酸	工程毎に発生した有害強酸をそれぞれ別容器に保管。	左記継続。
強アルカリ	工程毎に発生した強アルカリをそれぞれ別容器に保管。	左記継続。
廃石綿等	分別徹底し、専用ボックスに保管。	左記継続。
有害廃油	工程毎に発生した有害廃油をそれぞれ別容器に保管。	左記継続。
有害汚泥	工程毎に発生した有害汚泥をそれぞれ別容器に保管。	左記継続。
有害廃酸	工程毎に発生した有害廃酸をそれぞれ別容器に保管。	左記継続。

〈自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項〉

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
引火性廃油	-	-
強酸	-	-
有害強酸	-	-
強アルカリ	-	-
廃石綿等	-	-
有害廃油	-	-
有害汚泥	-	-
有害廃酸	-	-

<自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項>

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
引火性廃油	-	-
強酸	-	-
有害強酸	-	-
強アルカリ	-	-
廃石綿等	-	-
有害廃油	-	-
有害汚泥	-	-
有害廃酸	-	-

<自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又に関する事項>

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
引火性廃油	-	-
強酸	-	-
有害強酸	-	-
強アルカリ	-	-
廃石綿等	-	-
有害廃油	-	-
有害汚泥	-	-
有害廃酸	-	-

<特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項>

	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組
引火性廃油	中間処理後(混合エマルジョン化)、セメント焼成用燃料として販売する処理業者に処理委託。	左記継続。
	中間処理後(蒸留)、製品・燃料として再資源化する業者に処理委託。	
	引火性廃油を認定熱回収業者へ処理委託(焼却)	
強酸	ある工程については中間処理後(中和)の汚泥を凝集固化し、改良土として再資源化する業者に委託。	左記継続。
有害強酸	-	-
強アルカリ	-	-
廃石綿等	-	-
有害廃油	中間処理後(蒸留)、製品・燃料として再資源化する業者に処理委託。	左記継続。
有害汚泥	-	-
有害廃酸	-	-
全体	可能な限り優良認定処理業者から委託先を選定する。(新規に取引を行う場合は優良認定業者限定) また、再利用が可能な廃棄物については、再生利用業者へ処理を委託する。	左記継続。